

# 一般社団法人日本木材輸出振興協会総会運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本木材輸出振興協会の総会の運営に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (招集の手続)

第 2 条 総会を招集する場合は、理事会の議決によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 書面によっても決議権を行使できる場合は、その旨

(4) 次に掲げる事項

イ 書面による議決権の行使ができる場合は、総会参考書類に記載すべき事項

ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書面を開催日の前日までに提出すべき旨

(5) 代理人及び委任状による議決権の行使に関する事項

(6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る

議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

## (招集の通知)

第3条 総会を招集する場合には、会長は、総会の開催日の2週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書面（書面議決権行使の場合）、出席票及び委任状票その他必要な書類を同封しなければならない。

(決議権行使に関する基準日)

第4条 議決権を行使できる正会員は、総会の招集を議決した理事会の当日の時点における正会員とする。

(会員等の出席)

第5条 総会に出席する会員は、会場受付において、正会員及び特別賛助会員別に出席票又は事前に出席票提出の場合は出席票回答整理リストにより確認を受け、また、正会員の代理人として総会に出席する場合は、委任状又は事前に委任状提出の場合は委任状回答整理リストにより確認を受け、その資格を明らかにしなければならない。

(定足数の確認)

第6条 議長は、総会の開会に際し、事務局に正会員について、第11条の決議権の人数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第7条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示した順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べて順序の変更をすること及び複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 8 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事又は監査役に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監査役は、議長の許可を得て、事務局に報告又は説明をさせることができる。

(議題の審議)

第 9 条 議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言を制限することができる。

(採決)

第 10 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められたときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。

3 議長は、議題原案について修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 修正案の採択においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採択につき棄権したものとして取り扱う。

5 白紙委任状については、出席者及び書面による議決権行使者による採決の結果に従ったものとして取り扱う。

6 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることできない。議長が議決権を行使するときは、その議決

権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第 11 条 総会の議決については、次の数の合計数を出席した正会員の議決数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 委任状により代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 委任状による議決権行使を開催日前日までに提出した正会員の議決権の数
- (4) 書面によっても決議権を行使できる場合は、議決権行使書面を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数

(採択結果の宣言)

第 12 条 議長は、採決を終了した場合には、その結果並びにその議題の議決に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(閉会)

第 13 条 議長は、すべての議事が終了した場合には、閉会を宣言する。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。